

公正な取引

当社は、従業員に各種のツールを通して公正な取引の推進を促しています。

独占禁止法の遵守

コンプライアンス委員会では、2008年度の活動として当社の公正な取引を推進するために公正競争ワーキンググループを組織しました。

ワーキンググループでは、独占禁止法の遵守を当社およびグループ会社の従業員に周知徹底し、独占禁止法違反の発生を未然に防止することを目標に活動を展開しました。

2009年1月「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、従業員に配布しました。また、1月22日から3月6日まで本社・支店にて独占禁止法遵守研修会を開催し、906名の当社ならびにグループ会社の従業員が参加しました。



独占禁止法遵守マニュアル



本社研修会

情報開示

当社は、投資家の皆様に迅速かつ正確な情報を開示するよう努めています。

情報開示方針

当社は「太平洋セメントグループ経営理念」を具現化するにあたり、情報開示を通じてステークホルダーの皆様のご理解と信頼を得ることが必要不可欠と考えています。

また、積極的に情報を開示することは、企業の社会的責任の一つと認識しています。2007年5月に制定した「情報開示方針」に則り、企業情報を適時・適切かつ公平に開示しています。

IR活動

当社では株主・投資家の皆様から当社グループの企業価値について適正な判断をしていただくため、タイムリーで分かりやすい情報の開示に努めています。機関投資家の方を対象とした年2回の決算説明会では、経営トップが経営方針などを直接お伝えしています。

2008年度の個別ミーティングは、過去最高の281回（延べ465名）を数え、投資家の方々の当社への関心の高まりをうかがわせました。

この他にも投資家の方々のご要望に応じて、生産現場である工場や鉱山の見学会なども随時実施しています。

各種情報開示ツール

当社グループへの理解を深めていただけるよう、様々なツールを活用した情報発信を心がけています。ホームページの随時更新はもとより、当社製品ユーザー向けの技術情報誌「CEM'S」（年4回）、国内外の投資家向けのアニュアルレポート（年1回）、財務諸表に表れない企業価値を定量化して公表するための一つとして「知的財産報告書」（年1回）を発行しています。

また、社内報「Taiheiyo」（毎月発行）は社内のコミュニケーションツールとしてだけでなく、地域社会、マスメディアへも配布しています。